

私学助成幼稚園補足給付事業対象
私学助成幼稚園 御中

横浜市こども青少年局 保育・教育給付課

補足給付費 請求書類のご提出について
(令和 8 年 4 月分～令和 8 年 8 月分)【依頼】

日頃より、私学助成幼稚園補足給付事業事務にご協力いただき、誠にありがとうございます。
令和 8 年 4 月分～令和 8 年 8 月分の補足給付費について、以下の書類を作成いただき、郵送にてご提出ください。

1 提出書類

- (1) 副食費の徴収に係る補足給付費助成請求書
- (2) 副食費の徴収に係る補足給付費助成対象児童実績報告書
- (3) 副食費の徴収にかかる補足給付確認書(認定保護者の自署は必須です。)

※押印ルールの変更により、下記の場合、押印が省略可能になりました。

- ①「振込先口座」と「設置者名」が一致する場合
- ②「振込先口座」が「設置者が運営する施設名義」の場合 (NEW!!)

注意：①②以外の口座にお振込希望の場合、別途、委任状が必要となる場合がありますので、事前に担当までご連絡ください。

※ただし、ご記入いただいた内容を修正する場合は

- 認定保護者自署部分…二重線で訂正のうえ、認定保護者の押印、
- その他部分の修正 …二重線で訂正のうえ、代表者印の押印が必要となります。

2 提出期限

令和 8 年 9 月 10 日 (木)

請求書、実績報告書、確認書の日付は
「令和 8 年 8 月 31 日」で統一させていただきますが、
準備ができ次第、前倒しでご提出いただいても構いません。

3 提出先

〒231-0015

横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 9 階

横浜市こども青少年局保育・教育給付課 私学助成幼稚園補足給付事業担当

4 送付書類

- (1) 副食費の徴収に係る補足給付費助成 請求書
- (2) 副食費の徴収に係る補足給付費助成対象児童 実績報告書
- (3) 副食費の徴収にかかる補足給付 確認書

(4) 私学助成幼稚園補足給付 **対象児童内訳** (R8.4月分～R8.8月分)

(補助対象の月は「有」、補助対象外の月は「- (ハイフン)」又は「無」を記載しています)

※送付したデータから変更(施設長変更、理事長変更、振込先変更など)があった場合、ご連絡いただければ訂正したものを送りなおします。保護者への自署を求める前に今一度ご確認いただくようお願いいたします。

(5) 記入例(請求書・実績報告書・確認書)

(6) チェックシート

(7) よくあるお問い合わせ、食事の提供にかかる副食費相当額の算出方法

5 スケジュール

期日	内容	
7月14日(火)	請求書、実績報告書、確認書、対象児童内訳を送付	(市→園)
9月10日(木) 必着	請求書、実績報告書、確認書に記入し提出	(園→市)
10月中旬～下旬	請求書に記載された口座にお振込み	(市→園)

6 留意点

(1) 補足給付事業における「副食費」について

教育時間に提供される給食費のうち、ごはん・パン等の主食を除いた食材料費(例 おかず、おやつ、牛乳、お茶)を指します。人件費、光熱水費、預かり保育の時間に提供された食材料費は含みません。

また、預かり保育だけの日(長期休み中など)は副食費補助の対象外となりますのでご注意ください。

(2) 補足給付額が0円の児童について

給食の利用がなかった等、保護者に給食費の負担が発生しなかった場合は、金額欄に「0」の記入が必要です。

(記載漏れか0円かの判別が出来ないため、園に確認のご連絡をすることがあります。)

(3) 確認書の保護者自署について

利用した月及び金額を保護者に確認してもらい、「認定保護者名」の自署をいただってください。

(4) 確認書に表示の月について

補助対象の月のみを印字しています。

担当：横浜市こども青少年局保育・教育給付課

岩崎・深谷・渡邊・藤村

TEL：045-671-0233